

令和 8 年度 名古屋市教育委員会 議案第 6 号

名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

(1) 民法等の一部改正に係る文部科学省の見解が示されたことに伴う規定の整備

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子の父母が離婚した場合にその双方を親権者と定めることが可能となりました。

就学援助制度において、申請者の父母が離婚後その双方を親権者と定めた場合、申請者と生計を一にしない父母の一方について所得確認対象に含めない旨の見解が文部科学省から示されたことに伴い、入学支援金制度においても当該見解を踏まえ、当該者を入学支援金の支給を受けることができる者の保護者等から除くよう規定を整備します。

(2) 所得の判定の対象となる者に係る規定の整備

所得の判定の対象となる保護者等の配偶者から委員会が別に定める者を除くことができるよう規定を整備します。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 8 年 7 月 17 日提出 総務部総務課)



名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市入学支援金条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市入学支援金条例施行規則（令和 7 年名古屋市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（受給資格） 第 3 条 （略） 2 条例第 3 条第 2 号の就学に要する経費を負担すべき者として委員会が別に定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 （1）申請者に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、<u>法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第 164</u>	（受給資格） 第 3 条 （略） 2 条例第 3 条第 2 号の就学に要する経費を負担すべき者として委員会が別に定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。 （1）申請者に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、<u>未成年後見人（法人又は民法（明治29年法律第89号）第 857 条</u>

号)第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長<u>その他の委員会が別に定める者を除く。</u>以下この項において同じ。)がいる場合 当該保護者 (2) (略) 3 条例第3条第6号に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア 委員会が別に定めるところにより算定した額(申請者の保護者等が2人以上いるとき又は申請者の保護者等が配偶者を有するとき(申請者の親権を行う者が1人である場合に限る。))は、その全員の当該額を合算した額)が、委員会が別に定める額に満たないこと。 イ (略) (2) (略)	<u>の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた者に限る。)</u>、申請者と生計を一にしない父母の一方(父母が離婚をした場合であつて、その双方を親権者と定めたときに限る。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、<u>同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長その他の申請者がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く。</u>以下この項において同じ。)がいる場合 当該保護者 (2) (略) 3 条例第3条第6号に規定する要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア 委員会が別に定めるところにより算定した額(申請者の保護者等が2人以上いるとき又は申請者の保護者等が配偶者<u>(委員会が別に定める者を除く。)</u>を有するとき(申請者の保護者等が親権を行う者1人である場合に限る。))は、その全員の当該額を合算した額)が、委員会が別に定める額に満たないこと。 イ (略) (2) (略)
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。